

国立大学法人東京農工大学コンプライアンス規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 部局等 国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設をいう。</p>	<p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 部局等 国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、<u>第5条の2第1項</u>並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設をいう。</p>	

附 則(平成30年4月1日規程第12号)
この規程は、平成30年4月1日から施行する。